

和光市 チャレンジド保育 (障害児保育)

～ 令和 8 年度入所案内～



©和光市



《お問い合わせ先》

和光市 保育センター

〒351-0104 和光市南2-3-3 (和光市みなみ保育園2階)

電話 048-483-4407 (直通) FAX 048-483-4408

和光市HP
対象ページ

入所案内において、「障害児」にかわる言葉として、「チャレンジド」を用いています。

「チャレンジド」には挑戦という使命や課題、チャンスを与えられた人の意味があります。



【目次】

- P.2 1. チャレンジド保育について
- P.3 2. 入所までの流れ
- P.5 3. 申請にあたっての確認事項
- P.6 4. 申請に必要な書類

【申請をされる際のご注意】

- 事前に子育て世代包括支援センターケアマネジャー または 相談支援事業所 相談支援専門員にご相談いただく必要があります。
または、保育センターにご相談の上、申請ください。
- (和光市に転入予定のお子様)
前自治体で療育を受けていた場合や在籍されている保育施設で配慮の必要性があった場合には、事前に保育センターまでご連絡ください。



このほか
『利用案内(令和7年度)幼稚園・保育所・小規模保育事業所』、『施設案内(令和7年度)』をご覧ください。
10月より令和8年度の利用案内・施設案内の配布を行います。

1. チャレンジド保育について

(1) 保育内容

障害のあるお子様に対して保育上の配慮をしながら、障害を持たないお子様とともに集団保育を行なっています。

(2) 対象児童

- ① 和光市在住で保育の必要性がある。
- ② 発達の遅れがある、または心身に障害のあるお子様。
【具体的には、次に該当するお子様】
 - ア. 「身体障害者手帳」の交付を受けている。
 - イ. 「療育手帳」の交付を受けている。
 - ウ. 上記と同程度の発達の支援が必要な状態にある。
- ③ 日常的な集団保育が可能である。



①～③の
いずれにも
該当する方が
対象です。

(3) 実施保育施設

市内保育所・小規模保育事業所・認定こども園

- 各施設の利用状況やお子様の心身状況によって、希望された施設に入所できない場合があります。 ※希望施設につきましては入所申請時にご相談ください。
- 施設の設備等も考慮し、お子様の配慮が必要な内容に適した施設をお選びください。
※お子様を受入れできる体制は施設によって異なりますので、お子様の状態や配慮が必要な内容によっては受入れが難しい場合があります。事前にご相談ください。
- さいたま保育園は事業所内保育施設であるため、チャレンジド保育の対象外となります。

(4) 保育時間

保育の利用日・利用時間は、入所決定後に施設と相談の上決定します。お子様の障害や配慮の内容により、保育時間が短縮となる場合があります。

2. 入所までの流れ（令和8年4月1日入所）

1

制度説明・申請書類の配付

9月1日～10月3日

- 制度の説明および必要書類の配付をします。その際に、保育センター職員が、お子様の様子をお聞きします。
ご来庁の際には事前にご相談ください。
- 併せて、体験保育の希望日をお伺いします。

2

入所申請の受付

10月20日～10月27日

- ご来庁の際には事前にご予約ください。
- 予約受付時間に窓口にお越しいただき、入所申請を行なってください。
- 申請後に、体験保育の日程調整を行います。

3

体験保育の実施

申請日～11月14日

- 保護者同伴のもと、体験保育を行います。
体験保育には、保育施設の職員その他、保育センターの職員が同席します。

4

会議必要書類の作成

申請日～11月19日

- 障害児支援会議の必要書類を作成するため、地域の子育て世代包括支援センターのケアマネジャー等が面接を行います。
- ケアマネジャー等がついていない場合には、ネウボラ課保健師等が必要資料の作成を行います。

5

チャレンジド保育の要否の審査

※11月28日

- 申請書類等をもとに、チャレンジド保育の要否、配慮の内容等について審査します。

6

入所選考

令和8年1月中旬

- 障害児支援会議の検討結果をもとに、保育の必要性及び優先度について勘案すべき事項等を審査・判定し、保育所等との利用調整により判定します。

7

利用調整結果の通知

2月上旬

- 入所について、結果を通知します。

8

入所説明会

3月

- 保育所等において、入所説明会及び面接を行います。

9

入所

4月

- 受入れ（慣らし）保育を行い、利用開始となります。
受入れ（慣らし）保育の期間は施設や児童の状況により異なります。
- お子様の状況に応じた個別計画を作成し、保育を実施いたします。

※年度途中に入所する場合の①～⑨は、申請時期に応じて変更となります。

なお、「⑤チャレンジド保育の要否の審査」については、5月、7月、9月、11月、2月のいずれかの月に実施になります。

3. 申請にあたっての確認事項

- (1) 申請にあたっては医療機関を受診し、書類を提出する必要があります。
- (2) 必要に応じて、保育所等入所申込書類以外の書類を求めることや、主治医に電話等で疾病の症状等を確認する場合があります。
- (3) 医療機関に対する診療報酬及び文書等にかかる費用は、保護者負担となります。
- (4) 申請後、審査のために保育所等での体験保育を行いません。必要に応じて体験保育の様子を録画で撮影し、資料として使用する場合があります。
- (5) 保護者から提出された申込み内容等について、関係機関で共有をします。
- (6) 申請後、主治医の判断により新たな病気の発覚や配慮が必要な事柄が生じた際は、分かり次第、保育センターへご連絡をお願いします。
※状況により、再度、必要書類を提出していただく場合があります。
- (7) 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入園後であっても保育の利用を取り消すことがあります。



4. 申請に必要な書類

チャレンジド保育の利用申請には、以下《1》・《2》・《3》・《4》の書類が必要となります。

《1》入所申請必要書類 ※利用案内にも掲載

入所申請に必要な書類は次の①～⑥は、必ずご提出ください。

- ① 教育・保育給付認定（変更）申請書
 - ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所利用申込書
 - ③ 家庭状況票
 - ④ 確認同意書
 - ⑤ マイナンバー提供について
- (1) 「マイナンバー確認書類」と(2) 「本人確認書類」をお持ちください。

マイナンバー確認書類一覧

	必要書類		
(1) マイナンバー確認書類	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	いずれか1点	世帯全員分
(2) 本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等	いずれか1点	来庁者のみ
	年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	いずれか2点	

《2》 保育を必要とする状況を証明する書類 ※利用案内にも掲載

保育を必要とする状況を証明する書類として次の①～⑨の保護者の状況に応じた必要書類をご提出ください。

※保護者それぞれの書類が必要です。

※保育を必要とする状況が複数ある場合はそれぞれの書類の提出が必要です。

※令和8年4月1日時点で、18歳以上65歳未満の同居の世帯員がいる場合は、その方の保育を必要とする状況を証明する書類が必要となります。
(二世帯住宅の場合も同じ)

※学童クラブと併願する場合で、次の①・②・③・④・⑤・⑥・⑨に該当する場合は、
必要書類を転用することができます。(コピー提出可)

保護者の状況	必要書類	備考
①就労 (育休中の方含む)	①就労証明書(必須) シフト勤務の方のみ(必須)↓ ②直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。
②就労 (自営業・個人事業主)	①就労証明書(必須) ②直近の確定申告書の写し ③営業許可証 ④会社登記簿謄本 ⑤その他営業の事実が確認できる書類 シフト勤務の方のみ(必須)↓ ⑥直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は申請日より3か月以内の証明日が有効となります。 ②～⑤はいずれか一つ
③妊娠出産	①出産予定表 ②母子手帳の写し(氏名記載箇所及び出産予定日の記載箇所)	①と②はともに必須
④傷病	保育の要否に係る診断書(保護者用)	和光市指定様式に限ります。 ※原則、診断書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。

<p>⑤障害</p>	<p>①身体障害者手帳（４級以上）の写し ②精神障害者保健福祉手帳（３級以上）の写し ③療育手帳（Ｃ以上）の写し ④保育の要否に係る診断書（保護者用）</p>	<p>①～④のいずれか一つ ※原則、診断書の有効期間は、申請日より３か月以内の証明日が有効となります。</p>
<p>⑥介護</p>	<p>①介護状況申告書（必須） ②被介護者の診断書 ③身体障害者手帳の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し ④介護保険証の写し ⑤重度心身障害者医療費受給者証の写し ⑥入院計画書</p>	<p>①は必須 ②～⑥については該当するものすべて提出が必要</p>
<p>⑦災害復旧</p>	<p>災害復旧に従事していることが証明できる書類等</p>	
<p>⑧求職活動</p>	<p>①求職活動申告書（必須） ②ハローワーク受付票の写し（必須） ③求職活動の活動状況がわかる書類 ④雇用保険受給資格者証の写し</p>	<p>②～④は該当するものすべて提出が必要 ※これから求職活動を行う方についてもハローワーク受付票は必須です。 ※左記の書類により求職活動の活動状況が確認できない場合は、認定を受けることができません。</p>
<p>⑨就学</p>	<p>①在学証明書（合格通知の写し）※₁ ②時間割表等※₂</p>	<p>①と②は必須 ※₁ 学生証の写しでも可 ※₂ 就学している曜日・時間がわかる書類。</p>

《3》 チャレンジド保育の申請に必要な書類

チャレンジド保育の申請時にご提出が必要な書類です。

① 児童心身状況票【様式第1号】

※裏面部分は、児童発達支援事業所や一時保育室等に記載をご依頼ください。

※利用施設がない場合は、和光市 保育センターにご相談ください。

② 保育の実施に係る意見書(児童用)【様式第2号】

③ 障害児保育の申請に係る同意書【様式第3号】

《その他》

※該当される場合にはご提出ください。

- ・ 身体障害者手帳を取得している児童 →④身体障害者手帳の写し
- ・ 療育手帳を取得している児童 →⑤療育手帳の写し
- ・ 特別な健康管理が必要な児童 →⑥主治医の指示書【様式第4号】

《その他》に
該当される場合は
書類をご提出
ください。



《 4 》 優先保育・保育の必要性の基準の調整に必要な書類 ※利用案内にも掲載

次の（１）及び（２）の各項目に該当する場合のみ必要書類をご提出ください。

（１）優先保育

次の①～⑦の優先保育の事由に該当する場合に必要な書類は以下のとおりです。該当する場合のみ必要書類をご提出ください。

優先保育の事由	必要書類	備考
①ひとり親家庭	①ひとり親であることの申立書 ②ひとり親家庭等医療費受給者証 ③戸籍謄本※1 ④離婚受理証の写し※1 ⑤調停期日通知書等の写し※2 ⑥離婚協議中であることがわかる書類の写し（弁護士との契約書等）※3 ⑦離婚裁判関係書類の写し※4	①は必須 ②～⑦については該当する書類をご提出ください。 ※1 離婚している場合 ※2 離婚調停中の場合 ※3 離婚協議中の場合 ※4 離婚裁判中の場合
②生活保護世帯で就労により自立が見込まれる世帯	①ハローワーク受付票の写し ②生活保護受給者証の写し	
③生計維持者の失業	①離職証明書や離職票の写し	
④児童の障害	①身体障害者手帳（４級以上）の写し ②精神障害者保健福祉手帳（３級以上）の写し ③療育手帳（C以上）の写し ④保育の実施に係る意見書（児童用）	①～④に該当するものすべて提出が必要
⑤育児休業	①育児休業証明書	※就労（予定）証明書に育児休業期間の記載のない場合のみ提出が必要
⑥市内認可保育所等にて勤務する保育士	①就労証明書 ②保育に従事する誓約書 ③保育士資格証等の写し	①～③は必須 ※就労（予定）証明書については、市内認可保育所にて勤務する場合に限り優先保育の基準に該当する。
⑦家庭保育室・認可外保育施設・一時保育室等有償で保育を受けている（０～２歳児のみ）	①保育室等在室証明書（ほんちょう一時保育室利用の場合は提出は不要です。利用している旨を申込に必要な書類の家庭状況票等でお示ください。）	※複数の預け先を利用している場合は、それぞれの事業所の証明書が必要。 ※１日４時間以上かつ月１２日以上利用し就労している方（育児休業中の方は対象外）

(2) 保育の必要性の基準の調整

次の①～②の保育の必要性の基準の調整事由に該当する場合に必要な書類は、以下のとおりです。該当する場合のみ必要な書類をご提出ください。

調整事由	必要書類	備考
① 18歳以上65歳未満の同居の祖父母等がいる世帯の場合	①同居親族等の保育を必要とする状況を証明する書類	P.7・8を参照し、同居の親族等の該当する事由ごとに必要な書類をご提出ください。
②市外から和光市へ転入予定で申込を行う場合	①転入誓約書 ②転入先住所がわかる書類の写し（売買契約書・賃貸借契約書等）	①と②は必須 ②について申込締切日までに提出がない場合は、保育の必要性の基準の調整に該当するものとします。

何かお困りのことがあれば
保育センターまで
ご相談ください。

